

令和 8 年度（令和 7 年分）給与支払報告書の提出について

- 給与支払報告書の（個人別明細書）の用紙は国税庁ホームページ等をご確認ください。
- 総括表・普通徴収切替理由書の様式は、備前市ホームページからダウンロードできます。
(<https://www.city.bizen.okayama.jp>)
- インターネットを利用した住民税の電子申告システム「eLTAX（エルタックス）」による提出も受け付けています。
(<https://www.eltax.lta.go.jp>) なお、前々年における給与所得の源泉徴収票の提出枚数が100枚以上あるときは、電子データ（eLTAX 又は光ディスク等）での提出が義務付けられています。電子データで提出いただいた場合、同内容を紙媒体で再度郵送していただく必要はありません。

提出期限は、令和 8 年 2 月 2 日（月）です

1 月下旬以降は提出、問合せが集中しますので、1 月 15 日までの早期提出にご協力をお願いします。

※提出期限を過ぎますと 5 月発送の市・県民税の計算に間に合わないことがあります。

1 特別徴収の徹底について

岡山県と県内全都市町村では、個人住民税の特別徴収（給与天引き）の徹底に取り組んでいます。

普通徴収（個人納付）に切替えができるのは、「普通徴収切替理由書」の該当欄に人数記載があり、給与支払報告書（個人別明細書）の「摘要欄」に該当理由が明記されている場合に限りです。

※普通徴収を希望される事業所は、毎年必ず、普通徴収切替理由書と給与支払報告書（個人別明細書）の摘要欄へ普通徴収理由を記入し提出してください。提出がない場合は、特別徴収対象者とさせていただきます。

2 提出先

受給者が令和 8 年 1 月 1 日現在に居住する市町村（令和 7 年中に退職した方は、退職日現在に居住する市町村）

3 提出する書類 ※ 金額の多少にかかわらず、提出が必要です。該当者がいない場合は、提出の必要はありません。

- (1) 給与支払報告書（総括表）… 1 事業所につき 1 枚 提出してください。
- (2) 給与支払報告書（個人別明細書）… 1 人につき 1 枚 提出してください。記入に際しては国税庁作成の「令和 7 年分給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」をご覧ください。
- (3) 普通徴収切替理由書… 該当者の人数を記入し 1 事業所につき 1 枚 提出してください。（備前市様式は総括表と一体となっています。特別徴収対象者のみの場合は白紙のまま切り取らずに提出ください。）

【 個人事業主の方のみ 提出時の確認資料】

本人確認（個人番号＋本人確認資料）をします。郵送で提出する場合は同様の書類の写しを添付ください。

	① 事業主本人が提出する場合	② 代理人が提出する場合 ※以下に加えて委任状（様式は任意）が必要です。
個人 番号 確認	以下の書類から 1 点。事業主の個人番号（マイナンバー）を確認いたします。 ・個人番号カード（マイナンバーカード） ・個人番号通知カード ・個人番号が記載された書類（住民票等）	
本人 提出 者の 確認	・個人番号カード（マイナンバー） または、以下の書類から 1 点（本人の顔写真付き）。 ・運転免許証、パスポート、身体障害者手帳等 または、以下の書類から 2 点（本人の顔写真なし）。 ・健康保険証、年金手帳等	・代理人の個人番号カード（マイナンバー） または、以下の書類から 1 点（代理人の顔写真付き）。 ・運転免許証、パスポート、身体障害者手帳等 または、以下の書類から 2 点（代理人の顔写真なし）。 ・健康保険証、年金手帳等

4 給与支払報告書を提出した後の異動等

（退職・転勤・休職等）があり令和 8 年 6 月からの特別徴収ができなくなる場合は、「給与所得者異動届出書」を提出してください。

異動年度に注意！！ 令和 7 年 6 月 ～ 令和 8 年 5 月 ： 令和 7 年度
令和 8 年 6 月 ～ 令和 9 年 5 月 ： 令和 8 年度

様式は備前市ホームページ（<https://www.city.bizen.okayama.jp>）にあります。

提出が遅くなると、在籍していない方の特別徴収税額決定通知書が事業所宛てに届くことになりますので、早目の提出をお願いします。